

ソーシャルマーケティングを活用した特定健康診査受診率向上キャンペーン 企画提案プロポーザル公募要領

和歌山県では、県民の健康の保持増進及び医療費適正化を図ることを目的として実施する特定健康診査の受診率向上を図るため、以下のとおり企画提案を募集します。

※ ソーシャルマーケティング：徹底した市場調査に基づき商品等のプロモーションを行うマーケティングの手法を、公衆衛生に取り入れ、一般市民への普及啓発を戦略的に行う取組

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

ソーシャルマーケティングを活用した特定健康診査受診率向上キャンペーン

(2) 業務内容

別紙「委託業務仕様書(案)」のとおりに

(3) 提案限度額

9,451,528円(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

2 応募資格

プロポーザルに応募できる者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する民間企業等であり、次の(1)から(6)までの全ての要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治体施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 地方自治体施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きを行っている者でないこと。
- (4) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者ではないこと。

3 スケジュール

項目	日程
質問受付期間	平成29年4月24日(月)17時
質問回答	平成29年4月26日(水)
企画提案書の受付	平成29年5月8日(月)17時必着
選定委員会	平成29年5月中旬(実施日時等は提案者に別途通知)
審査結果の通知	審査委員会の翌日以降速やかに行います

4 質問

プロポーザルの参加にあたり、質問事項がある場合は、質問票（様式 4）を提出してください。
（口頭による質問は受け付けません。）

(1) 受付期間 平成 29 年 4 月 24 日（月）17 時

(2) 提出方法 E-mail または FAX により提出してください。

E-mail : e0506001@pref.wakayama.lg.jp

FAX : 073-431-1010

(3) 回答

質問に対する回答は、平成 29 年 4 月 26 日（水）までに、和歌山県ホームページにて公開します。

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げる恐れがあるので受け付けません。

5 企画提案書類等の提出

(1) 企画提案書類

① 応募申請書（様式 1）・・・1 部

② 企画提案書・・・正 1 部、副（写し）4 部

※ 任意様式。A4 版 20 ページ以内で、以下の内容を盛り込むこと

・本事業の取組方針

（本県、及び対象自治体の現状を踏まえ、本事業でめざすべき方向性や目標）

・仕様書（案）で示す各業務に対する具体的な業務内容・スケジュール

・業務を遂行するにあたっての実施体制・対象自治体のサポート体制

・本事業に類する事業の実施実績等

③ 見積書（様式 2）・・・正 1 部、副（写し）4 部

④ 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式 3）・・・1 部

⑤ 法人等の概要が分かる書類（定款や会社案内等）・・・1 部

(2) 提出期限 平成 29 年 5 月 8 日（金）17 時必着

(3) 提出方法 国民健康保険課宛て持参又は郵送によりご提出ください。

（対応時間；平日 9 時から 17 時まで）

なお、郵送にて提出をした場合は、受領確認を国民健康保険課宛てに電話にて行ってください。

(4) 提出先 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課（県庁本館 1 階）

6 参加に際しての注意事項

(1) 欠格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 募集要項に違反すると認められた場合
- ⑥ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 1(3) 提案限度額を超えた見積額を提示した場合

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

(4) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

(5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

(8) その他

参加者は、応募申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

7 見積書作成に当たっての注意事項

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

8 委託事業者の選定及び評価方法

(1) 選定方法

福祉保健部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により選定を行います。

なお、選定委員会では、(3) 審査項目に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に充分配慮しながら、企画提案の内

容、事業の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を委託候補者として選定します。

(2) 選定委員会

① 日時等：平成 29 年 5 月中旬（詳細は、応募者に対し別途通知します。）

④ プレゼンテーションの所要時間（1 提案者あたり）

：プレゼンテーション 15 分以内

選定委員からの質疑 15 分以内

⑤ 注意事項：

- ・ 各参加者の開始時間は、後日通知します。
- ・ プレゼンテーション参加人数は、1 提案者あたり 3 名までとします。
- ・ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。企画提案書等書類の受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・ プレゼンテーションの参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・ 指定時間に 10 分以上遅れた場合は、審査対象としません。
- ・ 指定時間に遅刻（10 分未満）した参加者がプレゼンテーションを実施する場合、プレゼンテーションの所要時間の延長は認めません。

(3) 審査項目

以下の基準等により総合的に評価を行うこととする。

- ・ 本県及び対象市町村の抱える課題の解決に寄与するものであるか。
- ・ ソーシャルマーケティングの知見を十分活かしたものであるか。
- ・ 県内他市町村の取組への波及効果が期待されるものであるか。
- ・ 費用対効果について、委託料の積算は適切であるか。

(4) 最優秀提案者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、選定委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を最優秀提案者とします。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。応募者が 1 名のみの場合、審査結果において基準点（6 割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。基準的に満たないときは、事業を実施する場合には再度公募します。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、選定委員会終了後、最優秀提案者が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を和歌山県ホームページにて委託候補者の名称を公表します。

- ① 最優秀提案者（委託候補者）の名称及び評価点
- ② 最優秀提案者の選定理由

9 委託契約について

選定委員会で選定された最優秀提案者を委託候補者とし、条件等を協議の上、仕様書（案）の内容を確定し契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは委託候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

また、企画提案の内容については、最優秀提案者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがあります。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

委託業務を行うに当たり、業務上知りえた秘密を他の漏らし、又は自己の利益のための利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として県に帰属することになります。

12 担当及び問い合わせ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課（担当者：坂本）

TEL：073-441-2540

FAX：073-431-1010

E-mail：e0506001@pref.wakayama.lg.jp